品川区生活密着型小規模商店街元気づくり事業助成金交付要綱

制定 平成21年9月15日 区長決定 要綱第394号 改正 平成24年4月24日 区長決定 要綱第110号 改正 平成27年3月16日 区長決定 要綱第261号

(目的)

第1条 この要綱は、生活インフラとして身近にあり安心して買い物ができる生活密着型の小規模商店街の活動を様々な面から総合的にサポートすることにより、地域に根ざした商店街としての元気回復と活性化を図ることを目的とする。

(助成対象者)

- 第2条 この要綱に基づく品川区生活密着型小規模商店街元気づくり事業助成金(以下「助成金」という。)の交付を申請することができる者は、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 区長が、生活密着型小規模商店街元気づくりモデル地区として選定した区内の商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づく商店街振興組合、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合および未組織商店街(以下「商店街振興組合等」という。)
 - (2) 区長が、生活密着型小規模商店街元気づくりモデル地区として選定した隣接する複数の商店街振興組合等で組織した連合体

(助成対象事業)

第3条 区長は、助成対象者が実施する別表1に掲げる事業に対し、その事業に係る経費の 一部として、助成金を交付する。

(助成金の対象経費)

第4条 助成金の対象経費は、当該事業の実施に要する経費(以下「助成対象経費」という。)のうち、別表2に掲げるものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内において、限度額3千万円と、助成対象経費に助成率6 分の5を乗じた額(1千円未満の端数は切り捨て)を比較し、いずれか低い額とする。

(業者選定委員会の設置)

- 第6条 助成対象者は、助成事業の全部または一部を専門業者(以下「業者」という。)に請け負わせ、または委託して実施しようとする場合は、複数の業者(施設整備については、東京都または市区町村の競争入札参加有資格者2名以上とする。)から選定するものとし、その選定にあたっては、あらかじめ業者選定委員会を設置し、その議を経て業者を選定するものとする。
- 2 前項の業者選定委員会は、商店街振興組合等の構成員(当該請負または委託の対象業者は 除く。)3名以上で組織するものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請書(第1号様式)により区長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 区長は、前条の申請があった場合において、助成金を交付することを適当と認めると

きは、助成金交付決定通知書(第2号様式)により当該助成対象者(以下「助成事業者」という。)に通知するものとする。

2 区長は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(助成事業の内容変更等)

- 第9条 助成事業者は、事業の内容を著しく変更し、または助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書(第3号様式)により区長に申請しなければならない。
- 2 区長は、前項の申請を受けた場合において、承認することを適当と認めるときは、変更等 承認決定通知書(第4号様式)により助成事業者に通知するものとする。

(遅延等の報告)

第10条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しないときまたは助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに理由その他必要な事項を区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(非常災害の場合の処置)

第11条 区長は、助成事業者が非常災害等により被害を受けたため助成事業の遂行が困難となったときは、必要に応じ、特別な措置を指示するものとする。

(実績報告)

第12条 助成事業者は、助成事業が完了したとき(助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。)または助成金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに実績報告書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

- 第13条 区長は、前条の報告があった場合において、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(第6号様式)により助成事業者に通知するものとする。
- 2 前項の規定により交付すべき助成金の確定額は、助成事業の実施に要した経費の額または 交付決定した助成金の額のうち、いずれか少ない額とする。

(助成金の請求)

第14条 助成事業者は、前条の通知を受けた場合には、速やかに請求書(第7号様式)を区長に提出しなければならない。

(助成金の概算払い)

第15条 助成事業者は、前条の規定にかかわらず、助成金の概算払いを受けようとするときは、 概算払請求書(第8号様式)により区長に申請しなければならない。この場合において、第 14条の規定する助成金が確定したときは、速やかに助成金精算書(第9号様式)により精算 しなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第16条 区長は、助成事業者が次の各号いずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部 または一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(契約の相手業者に対する処分)

第17条 前条第1号に該当する行為に関与した請負または委託契約の相手業者は、その事実が

判明したときから1年間、助成事業の契約の相手業者となることができない。

(助成金の返還)

- 第18条 区長は、助成金の交付を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分 に関し、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。
- 2 区長は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定をした場合において、既にその額 を超える額が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(違約加算金および延滞金)

- 第19条 区長は、第16条の規定により、この助成金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、助成金の返還を命じたときは、助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額(一部を返還した場合のその後の期間は既返還額を控除した額とする。)につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金(100円未満は切り捨てるものとする。)を納付させるものとする。
- 2 助成金の返還を命じた場合において、納期日までに助成金を納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金(100円未満の場合は切り捨てるものとする。)を納付させるものとする。
- 3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合と する。

(違約加算金の計算)

- 第20条 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の適用については、 返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じ た額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さか のぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した 金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助 成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第21条 第19条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係わる延滞金の基礎となる未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(資産処分承認等)

- 第22条 助成事業者は、取得した資産または効用の増加した資産(以下「取得財産等」という。)について台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るものとする。
- 2 助成事業者は、別に定める期日までの間、取得財産等のうち取得価格または効用の増加した価格が50万円以上のものを交付目的に反して使用し、貸し付け、譲渡し、交換し、または債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ資産処分承認申請書(第10号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 区長は、前項の承認をした場合において、助成事業者に取得財産等の処分により収入があるときは、既に交付している助成金の額を限度として、当該収入の全部または一部を納付さ

せることができる。

4 助成事業者は、助成事業の終了後5年間、常に助成事業の内容等を公開できるよう資料を 整備しなければならない。

(助成金の経理等)

第23条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査)

第24条 助成事業者は、区長が助成事業の運営および経理等の状況について検査を求めた ときは、これに応じなければならない。

(適用)

第25条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については品川区補助金等交付規則(昭和39年4月1日規則第4号)および品川区商店街にぎわい創出事業助成金交付要綱(平成15年6月24日要綱第160号)の規定を適用する。

(委任)

第26条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

- (1)施設を整備する事業
 - ①街路灯整備・改修・撤去 ②カラー舗装 ③アーケード改修・撤去
 - ④アーチ整備・改修・撤去 ⑤モニュメント設置 ⑥放送用スピーカー設置
 - ⑦商店街会館建設・改修 ⑧商店街事務所設置・改修 ⑨統一看板設置
 - ⑩ポケットパーク整備 ⑪ファサード整備 ⑫来街者用トイレ設置
 - ⑬駐車場・駐輪場整備 ⑭AED設置 ⑮基本設計・実施設計
- (2) I T機能の強化を図るための事業
 - ①ホームページ作成 ②ポイントカード導入 ③デビットカード導入 ④IC多機 能カード導入 ⑤Eコマース導入 ⑥POSシステム導入
 - ⑦携帯電話による情報発信 ⑧顧客情報システム導入 ⑨IT拠点整備
- (3) 顧客利便機能の強化を図るための事業
 - ①お客様向け巡回バス導入 ②タウンモビリティー導入 ③宅配事業
 - ④案内板設置 ⑤商店街マップ作成
- (4)コミュニティ機能の強化を図るための事業
 - ①空き店舗等を活用した事業 (交流施設、保育施設、高齢者向け施設等)
 - ②安全パトロール事業 ③エコマネーの導入・調査 ④コミュニティ誌発行
 - ⑤エコ・リサイクル事業 (ごみゼロ運動、リサイクル機器設置等)
- (5)組織力、経営力の強化を図るための事業
 - ①活性化計画策定 ②活性化委員会開催 ③来街者調查 ④購買動向調查
 - ⑤消費者懇談会 ⑥普及宣伝 ⑦専門家派遣 ⑧人材育成 ⑨法人化支援
 - ⑩テナントミックス ⑪地域ブランド・商品開発
 - ②空き店舗等を活用した事業(創業支援施設、チャレンジショップ等)
- (6)イベント事業
 - ①街路灯整備の記念イベント ②空き店舗のオープニングイベント
- ※各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

区	分	適	用		
施設を整備する事業に要する	圣費				
施設の設置、改修及び撤去に	施設の設置、改修及び撤去に係る工事費				
建物、施設、施設案内板等的設置費	の固定的施設の購入費又は				
工事実施に係る設計、施工関	監理等を委託する経費				
レイアウト、デザイン等を	委託する経費				
駐車場・駐輪場用地借上げる	のための土地賃借料				
機器、設備、物品等の購入	費及び賃借料				
IT機能の強化を図るための耳	事業に要する経費				
ホームページの作成等を専門	門会社に委託する経費				
ホームページ作成等に伴う。	パソコン等購入費				
各種カード端末機等の購入					
顧客利便機能の強化を図るたる	めの事業に要する経費				
宅配用等の車両購入費					
案内板等の固定的施設の購	入費又は設置費				
コミュニティ機能の強化を図る	るための事業に要する経費				
空き店舗の改装費					
空き店舗借上げのための建筑	物賃借料				
機器、設備、物品等の購入	費及び賃借料				
組織力、経営力の強化を図る方	ための事業に要する経費				
専門家、委員、研修会等の調料	講師等に対する謝金、講演				
各種調査に係る謝金、旅費					
会場賃借料					
テキスト、参考図書、資料等	等の購入費				
テキスト、報告書等の原稿料	料、印刷製本費				

研修会、講演会等への参加費	
フラッグ、商店街カード等の購入費	
ポスター、チラシ等の制作費	
広告の新聞折り込み経費	
新聞、雑誌等への広告掲載料	
上記経費に付随する経費	
事業に要する送料、運送料、自動車借上料	
事業に要する臨時に雇い入れた短期雇用者の賃金	
事業実施に直接必要な備品購入費	
事業実施に直接必要な消耗品費	
振込手数料	
イベントに係る経費	

- *上記の各区分に掲げる細区分の事項は、例示である。
- *百万円以上の経費については、複数の業者から見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。
- *イベントに係る経費は、品川区商店街にぎわい創出事業助成金交付要綱の規定を適用する。

品	Ш	区	長	あて
	711	\triangle	1X	α

商店街名	
代表者	
役職名・氏名	
住	

助成金交付申請書

下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

- 1 助成金の種別 生活密着型小規模商店街元気づくり事業
- 2 事 業 名
- 3 事業内容 (1)計画書 別紙1
 - (2) 予算書 別紙 2
- 4 担 当 者 (1) 氏 名
 - (2) 連絡先

電話番号 : FAX番号: メールアト・レス :

1	商店街名
2	事業名
3	事業の目的および具体的な内容 (1) 目的および内容
	(2) 実施スケジュール
4	期待される効果

(単位:円)

						(112:13)
経費名称	数量	単価	金額	社会 奴弗	基在从 双曲	備考
				対象経費	対象外経費	
^		⇒ L				
合		計				
			総事業費計 A	対象経費計 B		

助成対象経費 (=B) 助成金交付申請額C (=B×助成率)		商店街負担額 D (=A-C)

「助成金交付申請額 C」

※算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、端数は切捨てとなります

※算出した額が限度額を超過した場合、限度額が助成金交付申請額となります

区分	積立金	負担金	借入金	その他
商店街負担額Dの内訳				

商店街名		
代表者		
役職名	•	氏名

様

品川区長

助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった助成金の交付について、下記のとおり決定した ので 通知します。

1	助成金の種別	生活密着型小規模商店街元気づくり事業
2	事 業 名	
3	交付決定額	円

밆	ı JII	区	長	あて
品	ı JII	区	長	あて

商店街名	
代表者	
役職名・氏名	
住 所	

変更等承認申請書

年 月 日付文書番号で助成金の交付決定の通知があった助成事業の内容を変更 (*中止)したいので、下記のとおり申請します。

- 1 助成金の種別 生活密着型小規模商店街元気づくり事業
- 2 事 業 名 ______
- 3 変更(*中止)の内容
- 4 変更(*中止)の理由

商店街名		
代表者		
役職名	•	氏名

様

品川区長

変更等承認決定通知書

年 月 日付で申請があった助成事業の内容の変更(*中止)について、下記のとおり 承認します。

- 助成金の種別 生活密着型小規模商店街元気づくり事業
 事業名
- 3 承認内容
- 4 付带条件

品	川区	長	あて
---	----	---	----

商店街名	
代表者	
役職名・氏名_	
住 所	

実績報告書

年 月 日付文書番号で助成金の交付決定通知のあった助成事業が 完了したので、 下記のとおり報告します。

- 1 助成金の種別 生活密着型小規模商店街元気づくり事業
- 2 事業名 ______
- 3 実施事業の報告
 - (1) 実施報告書 別紙1
 - (2) 決算書 別紙2

別紙1 (第12条関係)

1	商店街名							
2	事業名							
3	実施期間	年	月	日	から	年	月	日まで
4	事業の具体的な内容							
5	事業実施後の効果							

商店街名	

(単位:円)

						(単位:円)
経費名称	数量	単価	金額	対象経費	対象外経費	備考
				N 多柱負	刈 豕 外 腔 負	
						1
		-1				
合		計				
			総事業費計 A	対象経費計 B		

助成対象経費 (=B)	助成金確定額C (=B×助成率)	商店街負担額 D (=A-C)

「助成金確定額 C」

- ※算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、端数は切捨てとなります
- ※算出した額が助成金交付決定額を超過した場合、助成金交付決定額が助成金確定額となります

区分	積立金	負担金	借入金	その他
商店街負担額Dの内訳				

業者選定経過調書

	設置年月日	年 月 日設置
業者選定委員会	委員等 氏名 (商店街での役職名) (3名以上)	委員長 委員 委員

	選定法	1	見積合	わせ	2	コンペ	3競争入札	4その他
	仕様提示日 (又は現場説明会日)		年実施場		日実	施)
		1.						
	参加業者名	2.						
業	(見積徴収業者名)	3.						
者選		4.						
定定の	見積合わせ等実施日		年 実施場		日美	尾施)
経	選定業者名							
過	選定理由							
	理事会への報告		年	月	日			
	組合員への周知		年	月	日			により周知

上記の経過により業者を選定しました。	商 店 街 名:
	代表者氏名:

文	書	番	号
年		月	日

品川区長

助成金額確定通知書

様

年 月 日付文書番号で交付決定した助成金について、提出された実績報告書を審査した 結果、助成事業の成果が当該助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認め られ、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

1	助成金の種別	生活密着型小規模商店街元気づ	くり事業
2	事 業 名		
3	助成金確定額		
	(1) 交付決定額		円
	(2) 確定額		円

	Ш	\	Ħ	ナー
品	711	区	長	あて

商店街名	
代表者	
役職名・氏名	
住 所	

請求書

年 月 日付文書番号で確定額の通知があった助成金について、下記のとおり請求します。

記

	111	17.	Ħ	+	-
品	711	区	文	あ	て

商店街名	
代表者	
役職名・氏名	f印
住 所	

概算払請求書

年 月 日付文書番号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり請求します。

記

- 1 助成事業の種別 生活密着型小規模商店街元気づくり事業
- 2 事業名
- 3 概算払請求理由
- 4 請求額 円 (内訳)

 交付決定額
 円

 概算払受領済額
 円

 今回請求額
 円

 残額
 円

品川区長あて

商店街名	
代表者	
役職名・氏名	
住 所	

助成金精算書

年 月 日付文書番号で確定額の通知があった事業が完了したので、下記のとおり精算します。

1	助成事業の種別	生活密	着型小規模商店街元気づくり事業	
2	精算額等	(1)	精算額(確定額)	円
		(2)	交付決定額	円
		(3)	概算払受領額	円
		(4)	返還予定額	円
		(5)	追給予定額	円

品川区長あて

商店街名	
代表者	
役職名・氏名	
住 所	

財産処分承認申請書

生活密着型小規模商店街元気づくり事業助成金により取得した取得財産等の処分について、 下記のとおり申請します。

- 1 処分予定の取得財産等に係る事業の名称
- 2 処分予定の取得財産等の品目および取得年月日
- 3 処分予定の取得財産等の取得価格(効用の増加した価格)および時価
- 4 処分予定の取得財産等の設置場所
- 5 処分予定方法
- 6 処分予定理由